

2022. 4  
通巻 第158号

# えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d   S o c i a l   I n s u r a n c e   L a b o r   C o n s u l t a n t



contents

私も高校出前授業から学ぶ 1  
令和3年度中国・四国地域協議会社会保険労務士研修会を受講して 3  
令和3年度新規入会者研修会を受講して 6

みかけによ欄 7  
詩吟の楽しみ 8  
理事会だより・委員会だより・支部だより 9  
愛媛県社会保険労務士会自主研修会一覧表 10  
新入会員紹介 12



愛媛県社会保険労務士会

## 私も高校出前授業から学ぶ

中予支部 鴨川耕作

2月21日（月）の午前中に松山学院高校（看護科専攻科）の15名の生徒さんへの出前授業、あいにくのコロナ禍、オンライン授業となりました。

生徒さんは、私からすれば子供どころか孫の世代、どのように理解してもらったらいいか悩み、考えました。授業は連合会作成の「知っておきたい—働くときの基礎知識—社会に出る君たちへ」の講義資料を忠実に講義することにしました。

話の中で強調したのは「これら多岐にわたる内容を社会保険労務士は生業にしている。今後これを機会にぜひ身近な存在においてほしい」「今日の話は長い人生では必ず関りが出てくる。ぜひ保管してその時の解決の糸口として活用してほしい」の2点でした。

生徒さんの反応が心配でしたが、受講生15名全員が感想文を書いてくれました。その中から心に残った感想文の要旨を掲載します。

- 今回学んだことは今後生きていく上で必ず必要になると思うので、いただいた本を大切にしたいです。
- 保険や給料について分からなかったことが分かって良かったです。又、有給休暇にも要件があることを初めて知りました。これから社会人として必要なことだと思うので少しずつでも自分で調べて理解しておきたいです。
- 働く際に様々な保険がありましたが、実際に働いてみて分からないことが出てくると思うので、いただいた資料を見て、改めて理解をしていきたいと思いました。

この四月から主に看護師として病院関係に就職する人が多いと思われ、希望と不安が入り混じる中、真摯に講義に向き合ってくれた姿勢に私も学ばされました。

出前授業の講師をさせてもらった体験から、社会保険労務士が関わる仕事の分野が、働く者の立場からもっと学校教育にこそ取り入れられるべきだとあらためて強く思いました。



## 聖カタリナ学園高等学校の出前授業を終えて

中予支部 森

剛

昨年12月上旬に社労士会より、「聖カタリナ高校」への出前授業講師の依頼を受けた。

題材は「知っておきたい働くときの基礎知識」である。

受講者は約300名程、大半の方は進学を予定しているとのこと。

となると生徒の関心は薄いかなと想像される。

しかし若い彼ら彼女らに、いきいきと前向きに働くことが、充実した人生を送れるかどうかの大きなポイントになることを少しでも感じてもらえるように話してみたいと思った。

「○難しい話でなく、働くことは楽しい ○お給料がもらえる

○その反面困ったことも起きる可能性もある

○その時にはこの授業で使用した冊子を思い出してほしい

○相談先やどうしたらいいのかが記載されている」

このような具合で授業を進めた。予定時間は終了した。

当初の想像どおり若い彼らには少し関心が低いかなとは思われた。

それでも働く人を守るルールがちゃんと存在することだけは、理解してもらえたかなと自画自賛している。

今の日本では、少子高齢化が進み、貴重な若年労働者が減少している。

また就職したとしても早期に退職するものも多い。

さらに心配なのは「ニート」、引きこもり等の若年者のことである。

難しい世の中になってきていることを改めて実感する。

我々社労士には、働く人が安心して働くことができるように、働くときのルール、制度を社会の皆様によく知ってもらえるようにさらに務めることが大切であろう。

そうして、若い人、女性、シニアにもいきいきと働いて充実した人生を送ってもらおう。

何だか「働き方改革の標語」のような話で終えますが授業の際に接した彼ら、彼女らの目は輝いていました。

確かな明日を信じているように。

そういう若い人たちに期待したいと思います。

## 令和3年度中国・四国地域協議会 社会保険労務士研修会を受講して

中予支部 山本文代

令和4年3月18日（金）の午後から19日（土）の2日間、ZOOMウェビナーによる令和3年度中国・四国地域協議会社会保険労務士研修会が岡山県社会保険労務士会主催で行われました。

本来であれば、準備されていた「おかやま未来ホール」での会場受講を可能とする研修会でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、ZOOMウェビナーによるオンライン受講のみとなりました。

2部構成による研修会はず、全国社会保険労務士会連合会常任理事・同倫理委員会委員長の愛知県社会保険労務士会会長 杉田 貴信先生による「コンプライアンスと不適切な情報発信」についての研修でした。

新たな時代に増大する社労士ニーズの到来、すなわち推進される働き方改革への対応、コロナ禍の雇用維持のための雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金申請等やハラスメント防止法の2022年4月1日からの中小零細へ適用等、人を起点とした経営改革が求められる中で人事労務問題は益々複雑化・多様化の状況下であり、社労士のさらなる活躍の好機であるとのこと。しかし、残念なことに雇用調整助成金の不正受給加担による逮捕・起訴に至ったものや一部の社労士による不適切な情報発信により、信用失墜の危惧を感じさせるような事情が最近高まっているとのこと、その事例の具体的内容の紹介があり、改めて身が引き締まる気持ちも生じました。

また、連合会における今後の取組みとして、令和4年7月を目途に全国苦情担当者会議を開催し、都道府県会によって苦情に対する異なった温度差をなくし、意識統一を図り、苦情対応の流れ「苦情処理システム」についての周知を行う等、苦情処理の質の向上を確かなものにするとのことでした。

次に、株式会社 メディン 代表経営コンサルタント 西村 聡先生より「職務とは何か？」という演題で職務分析と職務評価についてご講演いただきました。

日本は「職務（組織機能）＝仕事」を中心ではなく、「人」を中心にマネジメントする能力主義賃金、結果として年功賃金といういわゆる職能資格制度で運用している企業が多いという現状がありますが、「職務（組織機能）＝仕事」を中心とする仕事（職務）基準の人事制度は、これまでも景気が悪くなると合理化のための制度として評価され、景気が良くなると忘れ去られるという歴史を繰り返しているそうです。

私たち社労士にとって、政府から示された正規社員と非正規社員の賃金格差の解消という働き方改革の「同一労働同一賃金」への対応は目の前にある重要な課題です。そしてこれから求められることになるであろう「均等待遇」「均衡待遇」の説明義務は、「職務内容」をしっかりと明確に把握できている状況でなければ成しえないことから、改めて職能資格制度と職務・役割等級制度の違いと職務内容の明確化のための「職務分析」の必要性を西村先生のご講演から理解しました。

この「職務分析」とは、「職務調査」を行うことにより課業（割り当てられている業務）の洗い出し

とその課業に必要な能力をも洗い出すことになり、その課業に要する能力を等級区分していくこととなります。これこそが仕事の洗い出しとその難易度のランク付け（職務評価）です。研修会2日目には演習時間をいただき、西村先生が準備してくださっていた「プロセス展開表」を用いて身近な題材ではありますが、実際に課業なるものを洗い出すという作業をし、難易度のランク付け（職務評価）を点数法で体験することが出来ました。

少し話が変わりますが、自分自身、時折日常のニュースの中で、先進国の中では非常に低い日本の労働生産性について、「何故日本はこんなにも労働生産性が上がらないのか」と問題視している場面に遭遇することがあります。

働き方改革による正規社員と非正規社員の格差是正に対応するための「職務内容の明確化」が重要視されていますが、西村先生は「日本は労働後進国であることをしっかり自覚するべきだ」と今回のご講演の中で強く表現をされ、進んでいく少子高齢化による人手不足の問題を抱え長期にわたって低迷し続けている日本の労働生産性に対して、向上させる策を真剣に講じるためには「職務を明らかにする」ことは付加価値を高める職務のあり方を再考する組織運営上非常に重要なことであり、正規社員と非正規社員の格差是正どころの話ではないと終始熱意のこもったご講演をいただきました。

同一労働同一賃金の視点だけでなく、日本経済の後世代にとってより発展を促す材料としてこの研修会の中で得たものを、今後社労士として関与する際に少しでも還元出来るように、日々の業務に向き合っていきたいと改めて感じた研修となりました。

最後に、今回担当いただいた岡山県社会保険労務士会の皆様をはじめ、携わっていただいた各県会の皆様に感謝申し上げます。有意義な研修会をありがとうございました。

職能資格制度と職務・役割等級制度の違い①		
職能資格制度		職務・役割等級制度
企業の期待する職種別・等級別の職能像を明らかにした上で、従業員一人ひとりの職務遂行能力（潜在能力を含む保有能力）をベースとする制度	基本要件	企業からみた戦略的な期待役割を果たすために割り当てられた役割・職務の価値をベースとした制度
職務遂行能力（保有能力）がベースとなるため発揮しなくとも評価される（レスポンスビリティ＝行動責任は求められる）	特徴	職務（役割）価値と担当者個々人の業務成果が評価される（アカンタビリティ＝成果責任まで求められる）
職務遂行能力（保有能力）が高まれば昇格（級）できる。原則として降格はない（能力の伸長は無限）。やがて上位等級に多勢が固まり、ポスト不足になる。	昇格と任用	組織の必要とする職務（役割）数に制限があるので、その職務（役割）が空きが発生した時に昇任できる。職務（役割）が無くなれば離脱あるいは降格することになる。
査定昇給と昇格昇給により年功給化し右肩上がりの賃金カーブとなる（職能給）。基本的には、降給はない。	賃金	基本的には定期昇給はない。同一職務（役割）同一賃金が基本。
等級基準以下のレベルの仕事をしていても等級に応じた賃金が支給される。給与格差は少ないものの、同一職務であっても従事者の個人間賃金差が生じる。	問題点	高技能者が当該能力以下の仕事をする場合は仕事に見合った賃金になる。つまり、職務（役割）異動で賃金が上下する。
ゼネラリスト育成に向いており、人事異動がしやすい。また、資格と役職が分離されており、賃金変動を伴うことなく配置転換が可能となり、組織の柔軟性と処遇の安定性が追求できる。	メリット	人件費が抑えられ（自動膨張がない）、職務が明確であることからプロフェッショナル人材の育成が行いやすい。

# 職務分析・ 職務評価の 基礎講座

西村聡 著

**同一労働  
同一賃金**  
を実現する  
ために

**「能力基準」でなく「仕事基準」  
賃金の考え方の基本がよく分かる！**

**「仕事のプロセス」の徹底分析で  
生産性を向上させる手法がよく分かる！**

労働新聞社

## 令和3年度倫理研修を受講して

中予支部 久保 秀二

今回始めて倫理研修を受講しました。以前は集合研修で開催されていたようですが、今年度はeラーニングにより実施されており、連合会作成の動画を視聴しました。

受講期間は2月1日から3月31日まで設定されており、自分の空き時間で受講できたので、大変便利でした。私は3月中旬時点で受講できていなかったもので、研修委員長から必ず受講するよう督促のメールが来てしまいました(汗)。義務研修ということもあり、連合会も県会もかなり力を入れているなど感じました。

研修動画の内容は、先ずテキストの解説があり单元ごとに小テストに回答します。次に事例研究において異なる意見を持つ社労士が見解を述べて、それについて解説するというものです。

コンテンツの内容は素晴らしいものでした。何といても動画の画質がいいし操作も迷うことなく流れるように進んでいきます。講師役は連合会の倫理委員の先生が出演されているようでした。テキストの内容も常にブラッシュアップされているようで、よく考えられているという印象を持ちました。

動画を視聴した後、テキストをじっくり読んでみましたが、職業倫理上やって良いものか悪いのかの判断はグレーな部分が多くて悩ましい限りです。最近の傾向として、営業活動に伴うトラブルが複雑化しているように思います。助成金申請や業務委託契約、他士業との連携や営業サービスの利用に関するものとか、社労士が単独でやるには業務が高度化・複雑化しすぎてどうしていいかわからないが、相談できる場もないため、目先の利益にとらわれて、つい脇が甘くなっている事例が多いのではと想像しています。SNS等で社労士が互いに情報交換できる場も増えていますが、一人で悩んで追い詰められて悪事に手を染めてしまう前に、社労士が孤立することなく、気軽に相談できる場がもっとあればいいのと思いました。

最後に近況報告させて下さい。私は今、愛媛大学で事務職員として働いており、今の職場は医学部人事労務課ですが、4月からは総務部人事課に異動することになりました。道後樋又の護国神社の鳥居東側に大学本部があるのですが、そこの3階にいますので、何かありましたらお声がけ下さいね！

## 令和3年度新規入会者研修会を受講して

中予支部 松本 浩



令和4年3月16日（水）、ホテルマイステイズ松山にて開催された令和3年度新規入会者研修会に参加させていただきました。新型コロナウイルスの影響により様々な会議や研修がウェブ実施になっている中、中井会長や武田研修委員長をはじめ研修委員のみなさま、事務局のみなさまには、感染症対策、計画、運営に万全を期していただき、誠にありがとうございました。私が社会保険労務士の登録をして間もなく1年になりますが、初めての集合研修への参加ということもあり、緊張しながらも楽しみにして出席を致しました。

研修会におきましては中井会長による「社会保険労務士の使命、能力、倫理について」、続いて研修委員の先生方から「社会保険労務士制度の目的と沿革」、「社労士の主な業務」、「隣接士業との関係」、「社会保険労務士の倫理」、「連合会の取組み」、「適切な顧客対応の仕方」、「電子申請を利用した業務」の題目でお話しをいただき、最後に武田研修委員長から「事務所開設と運営についてと全体のまとめ」をお話しいただきました。昼食後に4時間半の研修は眠気に襲われるのではないかと少し心配をしておりましたが、それぞれの先生がご自身の経験をもとに熱く語られる内容に聞き入っているうちにあっという間に時間が経ち、有意義な時間を過ごすことができました。まだまだ自分自身足元が固まっていない状況ですが、これから社労士としての仕事をしていく上で大きなヒントを与えていただいたように感じました。自分自身も先生方のお話しを参考にしながら、しっかりとしたビジョンとプライドを持ってチャレンジをして行きたいと思います。

また研修会後にはすごく久しぶりの懇親会にも参加をさせていただき、更に奥深いお話しも何うことができました。これからもなかなか集合研修や会議は難しいのかもしれませんが、開催された際には積極的に参加させていただきたいと思います。この度は誠にありがとうございました。



# み け よ か に 欄 HAWAII

中予支部 土居 淳 史

新型コロナウイルスが発生して2年が経過しましたが、新しい株が発生したりし未だ落ちつく気配が感じられません。

私生活においては我が家では20年ほど前から、毎年夏季休暇として家族でハワイ旅行に行くのが恒例になっていましたが、去年・一昨年は飛行機の欠航等により行くことが出来ませんでした。そこで今回、当時の事を振り返りながら今年に行けると期待してみようと思います。

当初は、現地ツアーを申し込んで定番のダイヤモンドヘッドや日立のCMで有名なモンキーポッドがある公園、映画撮影でも使われるクアロアランチといった観光名所を巡るのが中心でした。

その後、気分を変えてハワイ島に行ったのを機に、移動手段がレンタカーに変わり、現地での運転に慣れ、「行きたいところだけ」・「思いついたとき」に移動することが可能になりました。その結果、今までは有名ではあるけど朝の5時や6時に集合の現地ツアーでなければ行くことが難しいような場所も、空いた時間等に行くことが出来るようになり、まさに自由になりました。

あとはやはり、ゴルフが現地ツアーを申し込まずに行くことが出来るのは助かります。

ハワイのゴルフ場は、日本の多くと違いコース内の林等はなく所々にヤシの木があり、グリーン方面には海が広がり、とにかく景色は最高です。運がいいと、ホールを跨ぐように虹がかかることもあります。

ただ、ほとんどのコースが平地にあるため、片側はすぐに幹線道路があり逆側には壁や柵もなく家が建っていたりしており、下手な私は日本でやるのとは違うプレッシャーを感じつつ楽しんでプレーしております。

また、写真では分かりにくいかもしれませんが、オアフ島の西側にある「コオリナ・ゴルフクラブ」には、ミッキー・マウスの形に作られたバンカーが配置されており観光客を楽しませてくれます。

3月現在、ハワイでの感染者数も大幅に減少しており規制等も緩和されてきているようです。今までよく行っていた店が営業しているのか心配でもありますが行けると信じて状況を見ていきたいと思います。





## 詩吟の楽しみ

南予支部 末光勝幸

十年位前から地域の詩吟サークルに誘われて、とうとう昨年は師範試験に合格しました。高齢化によりサークルの解散が相次いでいます。戦前戦中は国威高揚のため奨励された面もありますが、カラオケの登場から仲間が減ってきたようです。

師範といっても、詩吟は上手ではありません。ここに紹介する漢詩は、中国の南宋時代での方岳（1199～1262）の詩です。社労士会だよりに掲載される頃には桜の時節になっていると思いますが、千年前に詠われた詩には感銘します。

### 意解

梅が咲いていても雪が降っていないと風景が生き生きとしたものにはならない。雪があっても詩心が起きないようでは、せつかくの風景も平凡なものになってしまう。夕暮れ時、詩が出来上がり、雪が降ってきた。梅と雪と詩を合わせて春の情趣を十分に味わえるものである。

雪 梅 方 岳  
 有 梅 無 雪 不 精 神  
 有 雪 無 詩 俗 了 人  
 薄 暮 詩 成 天 又 雪  
 與 梅 併 作 十 分 春



**理事会だより****[理事会]**

※令和4年1月28日(金) 県会事務局会議室において、第262回理事会を開催した。

**議 題**

- 1 デジタル化推進事業について
- 2 連合会主催オンラインイベント「HR INNOVATIONS 2022」について
- 3 各委員会・支部報告
- 4 その他

※令和4年3月24日(木) 県会事務局会議室において、第262回理事会を開催した。

**議 題**

- 1 令和4年度事業計画案及び予算案について
- 2 企業主導型保育施設への労務監査事業の実施について
- 3 愛媛県社会保険労務士会役員選出規則の一部改正について
- 4 自主研修会助成金支給要件のうち、開催回数の特例承認について
- 5 各委員会・支部報告
- 6 その他

**委員会だより****[総務委員会]**

※令和4年1月14日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 1月号会報の校正
- 2 4月号会報の準備
- 3 その他

**[事業委員会]**

※令和4年3月18日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 年度更新申告会 臨時労働指導員選定(中予地区)
- 2 愛媛社会保険協会 社会保険事務講習会講師選定(中予地区)
- 3 企業主導型保育施設への労務監査事業について

**[研修委員会]**

※令和4年1月18日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 労働安全研修及び必須研修の振り返り
- 2 倫理研修について
- 3 新規入会者研修について
- 4 次年度 事業計画・予算案について
- 5 勤務補助者等の研修受講について
- 6 メンター制度の対象者について
- 7 研修委員の研修会当日の謝金について
- 8 研修会の業者PR補助金

**[業務監察・広報委員会]**

※令和4年1月14日(金) オンライン会議システム Zoomを用いて、開催した。

- 1 今年度無料相談会の広報活動について  
～各市町広報誌への掲載状況(続報)～
- 2 来年度事業計画について
- 3 その他

**支部だより****[東予支部]**

※令和4年1月21日(金) 東予支部役員会を開催した。

場 所 西条商工会議所 本所 2F小会議室(1)

**内 容**

- 1 令和3年度東予支部厚生事業について

- 2 令和4年度事業計画について

- 3 令和4年度予算案について

- 4 その他

※令和4年3月29日(火) 東予支部役員会を開催した。

場 所 西条商工会議所 本所 2F小会議室(1)

**内 容**

- 1 令和4年度 社会保険関係の研修会について

- 2 令和4年度 東予支部厚生事業について

- 3 令和4年度 支部会スケジュールについて

- 4 その他

**[中予支部]**

※令和4年1月25日(火) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

**内 容**

- 1 12月3日の厚生事業振り返りと令和4年度厚生事業について

- 2 令和3年度事業報告及び予算、令和4年度事業計画及び予算案について

- 3 令和4年度支部研修について

- 4 委員会報告

- 5 その他

※令和4年3月3日(木) 中予支部研修会を開催した。

場 所 Zoom (県会事務局会議室)

**内 容****第1部**

- (1)育児・介護休業法の改正について

- (2)女性活躍推進法及び労働施策総合推進法(パワハラ防止措置の義務化等)の改正について

**第2部**

- 運送業におけるオール歩合給での未払い残業代のリスク回避

**[南予支部]**

※令和4年1月26日(水) 南予支部役員会を開催した。

場 所 ちゅうちゅう

**内 容**

- 1 県理事会報告について

- 2 令和3年度南予支部事業報告、決算報告について

- 3 令和4年度南予支部事業計画(案)、予算(案)について

- 4 RPA研修について

- 5 南予支部総会について

- 6 その他

※令和4年2月4日(金) 南予支部労働関係研修会を開催した。

場 所 愛媛県歴史文化博物館

**内 容**

- 1 RPAの概要

- 2 従来システムとの違い

- 3 なぜRPAが必要なのか

- 4 社労士事務所での導入事例

- 5 導入費用について

- 6 各種補助金について

- 7 その他

※令和4年3月9日(水) 南予支部役員会を開催した。

場 所 ちゅうちゅう

**内 容**

- 1 令和3年度南予支部事業報告、決算報告について

- 2 令和3年度南予支部総会について

- 3 社会保険関係研修会(算定基礎届説明会)について

- 4 臨時労働保険指導員(労働保険年度更新)の選任について

- 5 社会保険事務講習会の講師について

- 6 その他

## 愛媛県社会保険労務士会自主研修会一覧表

名 称	総括責任者	主 旨
愛媛県社会保険労務士会 中予支部勉強会	佐竹 利治	勉強会を通して、社会保険労務士としての資質の向上、 会員相互の意思の疎通を図ることを目的とする。
労務管理研究会	山本 文代	主に、日常業務で経験した具体的事例を通して、労働法 の最新判例や行政解釈による諸問題を学習し、並びに改 正施行労働・社会保険諸法令の検討研究をする社労士業 務実績のある会員を対象に構成されている勉強会。現在 各会員の経験と知識・各条文に対する意見を集約し、同 一労働同一賃金を勉強しながらベースとなるひとつの就 業規則を作成活動中。
新居浜社労士会	藤田 寿彦	会員相互の質の向上を図るために、法令及び事務実務に 関する具体的な知識を得るための自主研修・各種の事務 連絡を行うとともに、会員の親睦を図ることを目的とす る。会員は新居浜市・西条市・四国中央市に事務所を置 く開業社労士で、趣旨に賛同し入会を希望する者。
八幡浜社労士塾	三好 研治	労働社会保険諸法令の法解釈や実務上の取扱い、及び実 際の労働問題におけるその問題点や対応策についての意 見交換を行う。また、各自の業務遂行における経験を共 有することによって、会員相互の共通理解を深めること を目的とする。なお、研修会の名称は、創立した当初、 八幡浜労働基準監督署管内に事務所又は勤務先を有する 会員を対象にしたため「八幡浜社労士塾」となっている が、現在事務所勤務先の住所に関わらず、また所属する 支部を問わず、入会を希望する会員は受け入れるもの とする。
年金塾	兵頭つる美	年金事務所、街角の年金相談センター松山オフィスにお ける年金相談を行っている女性会員で構成。年金相談の 基礎知識及び、実務上の事例の検証、法改正に伴う研修 を行う。
東予年金研究会	宮内 省三	メンバーは東予地区の年金マスター修了者で構成されて おり、一般年金相談における基礎的な知識習得に努め るとともに、実務能力の向上をめざし、研修を重ねる。研 修内容については、主に各々の相談事例を基に検証し考 察しながら知識の定着を図っていく。

※新規開業、勤務その他の方も入会できます。参加希望者は各責任者までお問合せください。

## 【SRPⅡ意識調査のお願い】

社労士は、お客様の個人情報を取扱う国家資格者です。

お客様からの信頼を得るために、十分な個人情報保護体制のもと、業務を遂行しなければなりません。

全国社会保険労務士会連合会では、社労士の個人情報保護事務所認証制度としてSRPⅡ認証を運営しています。

そして、開業・法人事務所のSRPⅡ認証取得は、社労士業務を行う上で必須のものとして位置付けております。

これらに鑑み、このたび皆様のSRPⅡ認証取得時期に関する意識調査を実施しております。

皆様に、SRPⅡ認証取得の早急な対応をいただき、社労士が情報セキュリティにおいても、お客様から信頼される士業であることを広く社会にアピールしていきたいと考えておりますので、調査へのご協力をお願いいたします。

当該意識調査については、以下のQRコードを読み込んでいただくことによりご回答いただけます。（※全国社会保険労務士会連合会会員専用ホームページの「SRPⅡ認証制度」([https://www.shakaihokenroumushi.jp/members/related\\_information/tabid/326/Default.aspx](https://www.shakaihokenroumushi.jp/members/related_information/tabid/326/Default.aspx))からもご回答が可能です。）

(全国社会保険労務士会連合会会員専用ホームページURL SRPⅡ認証取得意識調査)

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/members/tabid/784/Default.aspx>



※会員専用HPへのログインは、登録番号（8桁）＋パスワードとなっております。

ログイン詳細につきましては、月刊社労士の巻末頁をご確認くださいませようお願い申し上げます。

## 新 入 会 員 紹 介



【氏 名】  
いし かわ 遊  
【支 部】  
東 予  
【年 齢】  
38歳  
【開業／勤務／その他】  
勤 務

- ① 社会保険労務士となった動機  
 労務を通じて企業の仕組みづくりに携われること、また規模は小さくなくても企業のトップである経営者の方と関わることの魅力を感じて社会保険労務士を目指しました。
- ② 自己紹介  
 趣味はアメフトです。地元の社会人チームや四国内の大学生と一緒に練習しています。  
 メンバーが少なく高齢化も著しいうえにコロナ禍と厳しい活動環境ですが、社会人チームの最年長記録（55歳）更新目指して頑張っています。
- ③ 今後の抱負  
 労務知識等の研鑽を積み企業の成長に貢献できる社会保険労務士を目指すとともに、地域の方々や学生等に年金制度の理解向上につながる活動も積極的に行っていきたいです。
- ④ 会への意見・要望  
 今後ともご指導のほどよろしく願いいたします。



【氏 名】  
にし かわ しょう た  
【支 部】  
中 予  
【年 齢】  
43歳  
【開業／勤務／その他】  
開 業

- ① 社会保険労務士となった動機  
 社労士法人に勤務しており、社労士の仕事にとってもやりがいを感じていました。代表のように顧問先から信頼されるような社労士になりたいと思いました。
- ② 自己紹介  
 現在、2人の子供の父親です。2人とも幼稚園児なのですが、ポケモンが大好きで、一緒にポケモンのゲームをしているうちに、自分の方がポケモンを好きになっています。（笑）
- ③ 今後の抱負  
 とにかく親身になってお話を聞くことを心がけたいと思います。
- ④ 会への意見・要望  
 研修会には出席したいと思いますので、宜しく願いいたします。



【氏 名】  
しげ まつ たか ひろ  
重 松 孝 洋  
【支 部】  
中 予  
【年 齢】  
45歳  
【開業／勤務／その他】  
その他

- ① 社会保険労務士となった動機  
 私自身、就職氷河期世代ですが、就職やキャリア形成がうまくいかず、つらい思いをしました。働く人のために、就労支援や労働相談の仕事がしたくて志望しました。
- ② 自己紹介  
 令和3年度現在、愛媛労働局の雇用環境均等室で、働き方体み方改善コンサルタントを務めさせて頂いております。  
 哲学思想、歴史、文学、自然等が好きです。  
 根暗で陰キャですが、人と話すのが好きなので、交流等よろしく願い致します。
- ③ 今後の抱負  
 職業倫理を遵守し、労働社会保険諸法令に基づき、社会に貢献したいです。  
 働きやすい職場環境づくりや働く人のキャリア形成にも貢献したいです。
- ④ 会への意見・要望  
 新人でも参加しやすい研修会や交流会があればありがたいです。  
 未経験者でもお役に立てるよう、ご指導頂けると幸いです。



【氏 名】  
かわ きみ ひろ し  
川 崎 浩 司  
【支 部】  
東 予  
【年 齢】  
61歳  
【開業／勤務／その他】  
開 業

- ① 社会保険労務士となった動機  
 業務で労働関係法令や労災・社会保険関係に関する事務に携わる中で、体系的・専門的に知識を習得したいと思い、その延長線上として社労士になることを目標におきました。
- ② 自己紹介  
 約30年間会社員として働いてきましたが、今後もずっと人と関わる仕事をしたくて起業しました。まずは健康第一と思いつき、ジムに通い始めたところです。
- ③ 今後の抱負  
 この世界の諸先輩方に色々ご指導いただきながら、時代の動きに対応できる知識も積み重ねつつ、日々成長していきたいと思えます。
- ④ 会への意見・要望  
 特に社労士会ホームページの情報や各種研修会ではお世話になると思いますが、今後ともよろしく願い致します。

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

# 「①社会保険労務士」向け 及び 「②関与先企業様」向け 「使用者賠償責任保険制度」

関与先企業様 向  
サイバーリスク保険  
新発売！！  
※詳しくは  
「お問合せ先」まで

## 加入のご案内

- 従業員が業務上の事由または通勤途上で身体の障害を被り、政府労災保険等の認定を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
- セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

**保険期間** 2022年3月31日 午後4時～2023年3月31日 午後4時

**申込期日** 2022年3月10日(木) ※中途加入は、毎月10日までの申込で当月月末から補償開始(但し、取り扱いは4月から2月まで)

**加入方法** 下記の本制度専用サイト「お見積り請求フォーム」よりお手続きをお願いします。

ご加入者  
特典

本制度にて「ストレスチェックサービス」を無料で利用することができます。

※詳細は下記「お問合せ先(提携募集代理店)」まで。

①社会保険労務士向け制度・・・「万が一の予期せぬリスクへの備え」として、ご加入をご検討ください。

②関与先企業様向け制度・・・社労士の関与先企業様のみが加入できる独自の保険制度です。

お願い

本制度に関するお問合せは、「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社」が責任をもってご説明いたします。また、関与先企業様をご加入をご検討の際は、「同社のご紹介」、または、「同社ホームページのご案内」にご協力ください。

両制度ともに、事務幹事代理店「有限会社エス・アール・サービス」と、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」との提携方式による募集となります。関与先企業様向け制度について、社労士の皆様におかれましては、本制度の保険代理店・保険募集人ではありませんことから、本制度をご説明いただくことはできませんので予めご了承ください。

### 【お問合せ先(提携募集代理店)】

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(略称「TAC」)公務広域法人部

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F

● 問い合わせ電話番号 フリーダイヤル 0120-015-466 IP電話からは03-3243-7025 (受付:平日9時～17時)

● 本制度専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

TAC 使用者賠償責任保険

で

検索

このサイトより、お見積請求、各種ご照会、チラシ・パンフのダウンロード等が可能です。

※パンフレット閲覧用パスワード 4873hoken

●事務幹事代理店: 有限会社エス・アール・サービス

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12  
TEL 03-6225-4873

●引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社(担当窓口)広域法人部法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4  
TEL 03-3515-4153(受付:平日9:00～17:00)

①社会保険労務士向け制度:この保険制度は、全国社会保険労務士会連合会を保険契約者とし、全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする「労働災害総合保険(使用者賠償責任保険)・「雇用関連賠償責任担保特約条項付帯施設賠償責任保険(雇用関連賠償責任保険)」の団体契約です。

②関与先企業様向け制度:この保険制度は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、左記連合会に登録されている開業会員等の関与先である法人または個人事業主を被保険者(雇用関連賠償責任保険の場合は記名被保険者)とする被保険者明細付契約です。

③上記①②ともに、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国社会保険労務士会連合会が有します。

◎この案内は、概要について説明したものです。詳細は、パンフレットまたは本制度専用サイトに掲載の保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

2022年1月作成 21-TC08755

法務大臣認証 第85号／厚生労働大臣指定 第31号

## 社労士会労働紛争解決センター愛媛



社労士会労働紛争解決センター愛媛（以下「センター」といいます。）は、個々の労働者と事業主の間に発生した労働紛争について「あっせん」という手続きにより、簡易、迅速、低廉な解決の援助を行います。

### ○ 取り扱う紛争の範囲

センターが取り扱う紛争は、次のいずれにも該当するものです。

- ①当事者の一方の住所または所在地が愛媛県内にあること。
- ②労働関係についての、個々の労働者と事業主との間の紛争であること。  
(いじめ、いやがらせ、解雇、賃金引き下げ、退職金その他労働関係をめぐる紛争)  
\*労働組合と事業主との間の紛争、金銭貸借に関するトラブル等は対象となりません。

### ○ あっせん手続き

- ①あっせん手続きは、労働問題に精通したあっせん委員（特定社会保険労務士）が当事者の間に立って進行します。  
(事案によっては担当弁護士があっせん委員として出席します。)
- ②センターでのあっせん手続きは非公開が原則で、当事者のプライバシーは厳密に守られます。
- ③2023年3月末日まで、申立費用は無料となっています。

### ○ あっせん申立の方法

当センター事務局の窓口へ申し出てください。申立書の書き方も含め、この制度について詳しく説明します。  
なお、労働者だけでなく、事業主からのあっせん申立も受け付けておりますので、ご相談ください。

#### 連絡先

〒790-0813 愛媛県松山市萱町四丁目6番地3号  
TEL: 089-907-4864 / FAX: 089-923-1133

## 会費納入のお願い

会費の一括納入を選択されている会員は、納入期限が 4月30日 となっております。

(会則第10章第60条)

下記の口座まで、お振込みをお願いいたします。

《愛媛県社会保険労務士会》

伊予銀行 松山駅前支店 普通預金 1941628

## — 社会保険労務士倫理綱領 —

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

### 社会保険労務士の義務と責任

#### 1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

#### 2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

#### 3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

#### 4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

#### 5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後守秘の責任をもたなければならない。

### お悔やみ申し上げます

東予支部会員 飯尾 泰子 氏は、令和4年3月30日にご逝去されました。生前のご遺徳を偲び、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

### 今後の行事予定

5/16(月) 財務委員会  
 5/16(月) 東予支部役員会  
 5/18(水) 理事会  
 5/19(木) 総合労働相談所担当者会議  
 5/23(月) 東予支部社会保険関係研修会(今治ブロック)  
 5/27(金) 東予支部社会保険関係研修会(新居浜ブロック)  
 5/31(火) 中予支部研修会(東京第一ホテル松山・Zoom)  
 6/14(火) 県会通常総会(ANAクラウンプラザホテル松山)(予定)  
 6/24(金) SR通常総会(東京第一ホテル松山)(予定)  
 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止又は延期となる場合があります。

### 編集後記

2022年の年明けから、一気に猛威を振ってきた新型コロナウイルス「オミクロン株」。その影響で、社労士会における研修等も一応例年通り行われてはいますが、その多くがオンラインでの開催となってしまっています。

確かに、オンラインで開催できるのは便利であることに違いないですが、やはり臨場感に欠けるのは否めないところ。オンラインでは、親しい社労士さんとの世間話なんかもなかなかできませんね。

早く新型コロナウイルス感染症の感染が収束し、多くの先生方の顔を生で見られる日が来ることを願うばかりです。(M)

### 会員の動き

<個人会員>

令和4年3月31日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	63	160	26	249
法人の社員	6	25	2	33
勤務	11	31	5	47
その他	6	22	0	28
勤務・その他合計	17	53	5	75
合計	87	238	33	357

<法人会員数>

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	7	16	1	24
上記の内、一人法人会員	4	6	0	10

発行所 愛媛県社会保険労務士会  
〒790-0813

愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

電話 (089) 907-4864

ファクシミリ (089) 923-1133

銀行口座 伊予銀行松山駅前支店  
普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail [ehime4@ehime-sr.or.jp](mailto:ehime4@ehime-sr.or.jp)

発行人 中井康策

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号  
不二印刷株式会社